

平成26年度熊本県地域雇用創出助成金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、現下の厳しい雇用情勢の中、地域の雇用機会の創出を図るため、新たな事業展開等により求職者を新たに雇い入れた事業者に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において「新規雇用者」とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成25年10月1日から平成26年9月30日までに新たに雇用された者
- (2) 雇用開始日において、県内に住所を有する者
- (3) 事業者と雇用期間の定めのない労働契約を締結（以下「常用雇用」という。）しており、労働時間、賃金形態、社会保険等の福利厚生制度等の適用が当該事業者により雇用される正規労働者と同等である者
- (4) 退職者の補充で雇用された者でない者
- (5) 退職した後に再び同一の事業所に雇用された者でない者

2 この要項において「事業者」とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者（医療、福祉、公務、人材派遣等を除く。）
 - ア 知事の認定を受けたリーディング育成企業又はサブ・リーディング育成企業
 - イ 県南地域（水俣・芦北、球磨及び天草地域）において新事業展開や新分野進出等を行う者
 - ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障がい者を新たに雇用する者

- (2) 県内に事業所を設置している者
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に加入している者
- (4) 新規雇用者を常用雇用した日から第4条第1項の申請書を提出する日までの間に、雇用保険の被保険者である従業員（短時間労働被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業者の都合により解雇していない者

3 この要項における「基準日」とは、常用雇用の開始日から起算して常用雇用を継続した状態で6か月を経過した日とする。

(助成金の支給額)

第3条 基準日に新規雇用者を常用雇用している事業者に対する助成金の交付額は、次の表の雇用人数の欄に掲げる雇用人数の区分に応じ、それぞれ同表の交付額の欄に定める額のとおりとし、1事業者当たり150万円を限度とする。

雇用人数	交付額
2～3人	50万円
4～6人	75万円
7～10人	100万円
10人超	150万円

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要と認めるときは、予算の範囲内で交付額に調整を加えることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、事業者に対する助成金の交付事由と同一の事由により交付要件を満たすこととなる各種助成金のうち国及び県が実施するもの（国及び県が他の団体等に委託して実施するものを含む。）の交付を受ける場合は、助成金を交付しない。（助成金の交付申請書）

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業計画書（別記第2号様式）

(2) 事業者において、雇用保険の被保険者である従業員が増加したことを証明する書類（常用雇用前後の月毎の従業員名簿等により従業員数が比較できる書類等）

(3) 労働基準法第107条の規定による労働者名簿の写し

(4) 勤務時間、勤務場所（所属）、勤務内容、賃金の額、手当等の種類、雇入れ年月日等が明らかになる労働条件を明示した雇入れ通知書又は雇用契約書の写し

(5) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し

(6) 対象労働者が雇用された事業所の就業規則

(7) 新規雇用者が障がい者の場合、障がい者であることを証明する書類

(8) その他知事が必要と認める書類

（決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による助成金の交付決定の通知は、別記第3号様式により行うものとする。

（補助事業等の内容等の変更）

第6条 規則第7条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、新規雇用者の人数の変更とする。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第4号様式によるものとし、事業変更計画書の様式は、別記第2号様式を準用する。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業等の内容等の変更の決定通知は、助成金の交付決定額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（別記第5号様式）により、助成金の交付決定額に変更を生じないときは変更計画承認通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

（実績報告）

第8条 規則第13条の実績報告書は、別記第7号様式によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規雇用者を6月以上雇用していることを証明する書類

(2) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出は、交付決定された新規雇用者の全員が、基準日を経過する日から起算して1か月を経過した日又は助成金の交付の決定があった年度の3月31日

のいずれか早い期日までとする。

(助成金の額の確定)

第9条 規則第14条の規定による助成金の額の確定通知は、別記第8号様式により行うものとする。

(助成金の請求)

第10条 規則第16条第1項の請求書は別記第9号様式によるものとする。

(証拠書類の保管)

第11条 規則第23条に規定する別に定める期間は、経過後5年間とする。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成26年8月1日から施行し、平成25年10月1日から適用する。